

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和7年12月25日
担当課	道路建設課

契約業者名・住所	復建調査設計株式会社 千葉事務所・千葉県流山市南流山三丁目10番17号
工事等の名称	松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線 道路予備設計業務委託
工事等の場所	松戸市紙敷318番地先
種別	測量・コンサルタント部門「土木：道路」
工事等期間	令和7年12月26日から令和8年3月31日
契約金額	7,480,000円
工事等の概要	道路予備設計…一式 平面交差点予備設計…一式 取付道路予備設計…一式 打合せ等…一式
随意契約の理由	北千葉道路のアクセス道路となる当該路線は、事業主体である千葉県、市川市、松戸市の3者で「アクセス道路整備事業の設計調査の施行及びその費用負担に関する協定」を締結し、相互協力しながら一体的に事業を実施しております。 令和7年度に千葉県で実施している予備設計の中で、松戸市施行区間において、平面線形の再検討を行う必要があることが判明し、千葉県と協議した結果、検討範囲が松戸市施行区間に限定されているため、本市にて本業務を発注する必要が生じました。 本業務は、千葉県実施の予備設計から引き続き、松戸市施行区間の設計を行うもので、アクセス道路整備事業の事業工程の都合上、可能な限り履行期間を短縮して業務を遂行する必要があり、本業務を実施する上で、当該路線の設計内容や関係機関との協議内容を熟知していることが不可欠となります。 そのため、千葉県の予備設計業務の受託者が、設計の整合性及び一貫性を図ることができる唯一の相手であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、復建調査設計株式会社と随意契約を行うものです。